

律曆からみた五德終始説の眞相

—「黃帝以來三千六百二十九歲」の解明—

はじめに

五德終始説とは、戰國時代末期、鄒衍によつて提唱された歴代王朝の轉移法則である。この五德終始説は、五行思想によつて説かれており、各王朝には五德（土德・木德・金德・火徳・水徳）のうち各々固有の徳が配當され、王朝の推移は五行の相克の次序（土→木→金→火→水）に準ずるとされている。

『史記』卷七十四孟子荀卿列傳（以下鄒衍傳と稱す）によれば、鄒衍はこの五德終始説によつて戰國諸侯の絶大なる支持を受け、賓客として招かれ、師と仰がれたといふ。また、秦の始皇帝は鄒衍の後學の者の説を入れ、五德終始説によつて秦を水徳王朝とし、漢の武帝も五德終始説によつて漢を土徳王朝

とし、太初の改制を行つてゐる。⁽¹⁾

このように鄒衍の同時代から秦漢にいたるまで各王朝の最高權力者達によつて指示されてきた五德終始説であるが、その實際の内容については『史記』の鄒衍傳や封禪書、また『呂氏春秋』等に散見する資料から類推されてきたのみである。

本稿では、從來の五德終始説の研究では用いられることがなかつた『漢書』卷二十一律曆志の元鳳三年（前七八年）の記載、すなわち「終始を治める」者たちが主張したという「黃帝以來三千六百二十九歲」という説を分析し、五德終始説の根底には音律と曆法の思想が存在し、特に音律理論によつて五德終始説の各王朝の命數が決定付けられていたことを明らかにしていきたい。

石合香

一 「漢書」律曆志の分析

『漢書』律曆志によれば、武帝による太初の改曆が行われた

二十七年後の元鳳三年、太史令の張壽王が、

曆者天地之大紀、上帝所爲。傳黃帝調律曆、漢元年以來用之。今陰陽不調、宜更曆之過也。

と、太初曆の不備を訴え、自身の所持する「黃帝調律曆」によって太初曆の過ちを改めるべきことを上書した。これに對し、壽王の曆法の可否について實際に元鳳三年の十一月朔旦冬至から同五年の十二月まで上林苑の天文臺において曆を主る官の鮮于安人と麻光らが中心となつて觀測が行われ、一家の曆法が比較検討された。結果、壽王の黃帝調律曆は精度の低いものとされた。同六年にも觀測が行われたが精度では太初曆が最も高く、黃帝調律曆の評價は低かったという。

さらに次のような事が記述されている。

又（壽王）言黃帝至元鳳三年六千餘歲。丞相屬賈、長安單

安國、安陵樞育治終始、言黃帝以來三千六百二十九歲、

不與壽王合。

右によれば、壽王は黃帝以來元鳳三年までの年數について「六千餘歲」と主張し、これに對し丞相の屬官の賈、長安の單

律曆からみた五德終始説の眞相（右合）

安國、安陵の樞育ら「終始を治める」者たちが「黃帝以來三千六百二十九歲」であると言い、壽王の主張する説と合致しなかつた、という事である。

ここで注目したいのは、壽王の黃帝以來元鳳三年までの年數に漢朝が對抗して送り込んだ「終始を治める」者たちが黃帝以來の年數を「三千六百二十九歲」と、あまりにも明確な數字を示していることである。この明確な數字はその算定法が確固たる法則に則つていることを暗に示すものである。

本稿ではこの「黃帝以來三千六百二十九歲」をキイワードとし、從來あまり言われてこなかつた五德終始説と律曆との關係を明らかにし、さらに音律法則による黃帝以來の年數の算出法へと分析を進めていくが、ここでまず問題になるのは①黃帝以來の年數とは何か、②「終始を治める」者とは何か、という二點である。

（黃帝以來の年數）

黃帝以來の年數については、『史記』卷十三、三代世表の序文に記述がある。以下長文なので段落に區切つて見ていく。

①太史公曰、五帝三代之記尚矣。自殷以前諸侯不可得譜、周以來乃頗可著。孔子因史文次春秋、紀元年・正・時・⁽²⁾

日月、蓋其詳哉。至於序尙書則略無年月、或頗有、然多闕、不可錄。故疑則傳疑、蓋其慎也。

②餘讀諜記、黃帝以來皆有年數。稽其曆・諜記・終始五德之傳、古文咸不同、乖異。

③夫子之弗論次其年月、豈虛哉。於是五帝繫諜・尙書集世紀黃帝以來訖共和爲世表。

この序文において司馬遷は三代世表を編纂するに當たり年代を明記していない理由を以下のように述べている。

①五帝三代の記録は年代があまりに昔の事である。殷以前の諸侯を譜列することは不可能に近いが、周以後は記録が現存するので詳細に述べられる。孔子は魯の史官の記録により『春秋』を序次し、その元年・正月・四時・日月の記述は詳細であった。『尙書』を序次するに當たっては、年月の記載は殆ど無い。それは、殘存資料に多く欠けがあり、疑わしい資料はそのまま疑わしいとして傳える、という慎重な態度で當たったからである。

②私が『諜記』(歴代帝王の系譜)⁽³⁾を讀むと、黃帝以後については皆年數が記載されている。黃帝以後の年數に關わる曆・諜記・五德終始傳の記載を對照分析すると、古文書の記載はみな互いに異なっている。

③このような状況をみると、孔子が『尙書』の年月について論ずることがなかったのはあながち意味の無いことではなかったのだ。ここに五帝繫諜⁽⁵⁾・尙書集世⁽⁶⁾を以って黃帝以後、共和にいたるまでの系譜を紀し世表をつくった。

右から次の二點がわかる。

まず第一に、孔子は『春秋』については史官の記録があつたため元年・正月・四時・日月等の記載をしたが『尙書』に關しては記載しなかつた。それは「疑はしきは則ち疑はしきを傳へ、蓋し其れ慎しむなり」という態度で資料に臨んだためである、と司馬遷が斷じてある事である。これはつまり、司馬遷當時の儒家が五帝・夏・殷等については具體的な年代についての言及をしなかつたためと思われる。

第二に、司馬遷が讀んだという『諜記』には皆黃帝以來の年數、すなわち黃帝以來の歴代帝王・王朝についての具體的な年數が提示されており、しかも『諜記』は司馬遷が「皆有年數」と言つてゐるよう複數存在している、という事である。これが「黃帝以來の年數」についての記載である。

帝王の系譜である『諜記』に具體的な年數の記載があつたということは、『諜記』は帝王の系譜を記載する年代記であり、私見ではこれに伴つたと思われる曆も『諜記』同様複數

存在していた事を示唆していると考えられる。ここで、『譜記』のペアとして曆も存在していたと推測できるのは、『春秋』を見れば明らかのように各王の年数の編次には、正月、四時等といった要素が不可欠であり、この正月・四時は曆によって示されるものだからである。このために司馬遷は②で、黃帝以来の年代記『譜記』についての記述に次いで曆について言及している。司馬遷によれば、各々に黃帝以来の年数があり、互いにその年数が異なつていて確定できないため、孔子に習つて年代までは記述しなかつた、と言う。なお②に「譜牒」という語があるが、これは『譜記』と同語である。以後歴代帝王の系譜年代記を「譜牒」と呼ぶ。

ここで注目したいのは、司馬遷が黃帝以来の年数について言及した時に、曆・譜牒について「終始五德之傳」をあげたことである。これは五德終始説中にも黃帝以来の年数についての記述があつたことを示唆するものである。五德終始説の内容については、『史記』鄒衍傳等で、黃帝以下五帝の各徳や制度等の記載があつたことは既に知られているが、この他に、各王朝の年数についての記載があつた可能性も以上のことから考えられてくる。

ここで再び律曆志に目を轉じたい。壽王は、「黃帝調律曆」

律曆からみた五德終始説の真相（右合）

によつて黃帝以来の年代を「黃帝より元鳳三年に至るまで六千餘歳」と主張し、「終始を治める」者たちは「黃帝以来三千六百二十九歳」としている事は先に見たが、律曆志によれば、壽王は更に、

壽王又移帝王錄、舜・禹年歲不合一年。壽王言化益爲天子代禹、驪山女亦爲天子、在殷周間、皆不合經術。
という行動に出たことが記述されている。すなわち壽王は「帝王錄」という、先の『史記』からいえば「譜牒」である歴代帝王の系譜を獨自に回覧させ、その内容は、舜・禹の年齢が異常に長く、また化益と驪山女が殷周の間に天子となつた、というものであった。

化益については『史記』五帝本紀⁽⁹⁾では堯・舜の臣下として、『孟子』萬章篇上⁽¹⁰⁾、『史記』夏本紀⁽¹¹⁾では禹からいたん次期天子に薦められるが自ら退いて禹の子啓にその位を譲つた禹の臣下として記述されている。また『晉書』卷五十一束哲傳によれば、太康二年（二八一年）、戰國魏の襄王（在位前三一八）二九八）あるいは安釐王（在位前二七五六二四三）の墓から出土した「紀年」（後に『竹書紀年』として編纂される）には「益干啓位、啓殺之」という記述があつたとされている。

さらに『史記』卷五秦本紀・『史記』卷六秦始皇本紀等によ

れば、化益は舜から秦の贏姓を賜った秦の先祖とされる。また、驪山女については『史記』秦本紀によれば、殷代の秦の祖先、中潏の母として語られている。

このように壽王の「帝王錄」に登場する化益・驪山女はずれも秦にゆかりの深い人物であることから、「帝王錄」はあるいは秦の時代に編まれ壽王に傳わった、とも考えられるが、明らかな事はわからない。ただ、ここではつきりしている事は、三代世表の記述にあるような、黃帝以來の年數を傳える複數の帝王系譜（「譜譜」）が元鳳三年當時にもあり、これ

と同時に複數の曆法（壽王の場合は「黃帝調律曆」）がペアとして存在していた、ということである。

帝王系譜と曆法がセットであることについては、以下からも裏づけられる。すなわち『史記』卷十四、十二諸侯年表の「太史公讀春秋曆譜、至周厲王、未嘗不廢書而歎也」の「春

秋曆譜」に索隱は

案劉杳云、三代系表旁行邪上、竝效周譜。譜起周代。藝文志有古帝王譜。又自古爲春秋學者、有年曆・譜譜之說。故杜元凱作春秋長曆及公子譜。蓋因於舊說。故太史公得讀焉也

と注し、古より春秋學には曆と「譜譜」が共に傳えられてお

り、西晉の春秋學者杜預（二二二～八四）もこれに習って「春秋長曆」と「公子譜」を作ったと指摘している。また、『漢書』卷三十藝文志の數術略曆譜には曆法各種に交えて「帝王諸侯世譜」・「古來帝王年譜」等の書名が見える。さらに律曆志には

向子歆究其微眇、作三統曆及譜以說春秋。

とあり、劉歆（？～一三二）が前漢末に三統曆と譜譜（律曆志に「世經」として集録されている）をセットとして編纂したことを述べている。

右から曆法と帝王系譜である「譜譜」は少なくとも前漢末まではワンセットと見なされていたことが明らかとなつたと思う。

（終始を治める者）

まず、「終始を治める」者が律曆志のどのような状況で登場しているかを改めて見てみたい。すなわち「終始を治める」者達とは、壽王が、武帝時に作成された太初曆を誇つて自らの持する「黃帝調律曆」を太初曆に替えて使用すべきことを言い、さらに「黃帝調律曆」によって黃帝以來の年數を「六千餘歳」と主張した際に、漢王朝の威信をかけて太初曆の正

統性を示すために、漢朝から黃帝以來の年數について諮問された者達である。太初曆とは武帝の太初元年夏五月に頒布された曆である。

武帝の太初元年（前一〇四）漢朝は自らの徳を水徳から土徳へと改め、それに伴って大規模な制度改革を行った。すなわち秦王朝が使用していた水徳固有の服色黒・數六から土徳固有の服色黃・數五への改制や歲首の改制等が行われた。⁽¹⁵⁾さらには秦水徳王朝から代わって土徳の天命を受けた漢王朝として、秦使用の曆に代わる曆法が求められ、太初曆が作成されたのである。この武帝の太初改制の指導的理念は五徳終始説である。以上の經緯を考えると、太初曆の正統性擁護のためには、諦問された「終始を治める」者の「終始」が五徳終始説の「終始」に關連しているという事は容易に想像がつく。

また『漢書』藝文志中、「終始」というタイトルを持つ書は『公権生終始十四篇』と『鄒子終始五十六篇』だけである。このうちの「公権生」は騒夷であるとされており、騒夷とは鄒衍の五徳終始説を記述した者として鄒衍傳では言われている。また「鄒子」とは鄒衍に他ならない。のことから考へると「終始」の學問といつて前漢當時第一に考えられるのは鄒衍の五徳終始説の「終始」と言ってよいであろう。

律曆からみた五徳終始説の眞相（右合）

右の二點から「終始を治める」者は太初改制時當時の五徳終始説學者であることはほぼ確定的であると思われる。

以上律曆志の「元鳳三年」の記事を「黃帝以來三千六百二十九歳」と「終始を治める」者の二點に注目して分析した結果をまとめると次のようになるであろう。

一、元鳳三年當時、黃帝以來の年數を言う譜牒は曆法とペア

で複數存在しており、五徳終始説という一種の譜牒にも

黃帝以來の年數についての記述があった可能性が高い。

二、「終始を治める」者とは、武帝時に行われた五徳終始説による改

制を支持する五徳終始説學者と考えられる。

この二點から次のようなことがわかる。すなわち「終始を治める」者らは五徳終始説に依據して「黃帝以來三千六百二十九歳」と主張しており、これは五徳終始説には五徳の各王朝についての具體的な存續年數についての記載があったことを示している、という事である。

二 五徳終始説と昔律理論

先の結果をふまえ、次は五徳終始説中に説かれていたと思われる各王朝の存續年數の具體的算定法について考察を進め

ていくのであるが、私見では、この算定法には『管子』地員篇の五音（宮・徵・商・羽・角）の律長が關係していると思われる。つまり、五德終始説の根幹部には音律理論が存在しているのである。

五行の相生・相勝の順について『管子』地員篇の五音の相生順が五行相生の順、五音の律長順が五行相勝順に各々關係があるという説が既に島邦男氏から提出されている。¹⁶⁾ また鄒衍は五德終始説の證明のために右に述べた地員篇の五音の次序（相生・律長）を援用したのではないかと言う説が林克氏から出されている¹⁷⁾。いずれも五德終始説と音律理論との關係の密接さを言うものである。

そこで本章では、さらに五德終始説と音律理論との關係を先ず地員篇以外の資料から検討することによって、五德終始説と音律との關係の深さを裏付けてみたい。それには以下の三つの視點からの分析が可能である。それは①五德終始説の始めの提倡者とされている鄒衍と音律との關係、②五德終始説主導で行われた太初改制と音律との關係、③五德終始説の各時代の第一人者と音律との關係、である。

鄒衍についての資料は、その思想史上での影響力の大きさから見ると非常に僅かかつ断片的にしか残っていない。先に見た藝文志採録の『公穎生終始十四篇』と『鄒子終始五十六篇』は共に失われており、各所に散見する資料で鄒衍の學術を考察していくこととなる。

残された資料で音律に關するものは、劉向の別錄（『大平御覽』卷八百四十二所引）・『論衡』寒溫篇・變動篇・『春秋穀梁傳』定公元年九月疏・『列子』湯問篇張湛注等に見られる。この四資料の内容はほぼ同じなので『論衡』寒溫篇の記載によつて分析していきたい。寒溫篇を使用するのは、鄒衍と音律に關する事が王充（二七～一〇〇）によって「故事」として引用され、さらに王充のコメントが付けられてゐるからである。このコメントによつて後漢の王充當時の鄒衍についての評價の一端もうかがうこともできる。

寒溫篇で王充は人君の喜怒といった人爲、政治の結果によつて氣候の寒温が起つてゐるという當時の通説を否定し、寒温はあくまでも自然現象であると主張する。この主張のための例として病氣と天候における寒温の異常の調和法を述べるのであるが、ここに鄒衍の吹律の故事が引かれてゐる。以下引用する。

燕有寒谷、不生五穀、鄒衍吹律、寒谷可種、燕人種黍其

中、號曰黍谷。如審有之、寒溫之災、復以吹律之事、調和其氣。變政易行、何能消除。是故寒溫之疾、非藥不癒、黍谷之氣、非律不調。

寒溫の病氣と黍谷の寒氣の異常は政治や人君の德行等に

よつては調和できず、あくまで病氣には薬、寒氣には鄒衍が昔行つた吹律による陰陽の調和法が有效である、と王充は述べる。これによつて王充にとって鄒衍の吹律が、病氣に對する投薬治療のごとく合理的かつ科學的方法と見なされていることがわかる。いゝたい鄒衍の吹律による陰陽調和が後漢當時に科學的手法と見なされていたのは何故なのであらうか。

それは音律理論が天文曆法と並んで當時の科學技術の最先端分野であったからである。音律の波長の法則は嚴密な計算上に成立しており、前漢武帝の太初改制時には太初曆の各定數が音律理論の數によつて決定されるなど、度量衡の根本原理と見なされているのである。

右から鄒衍は音律の法則に精通し、吹律と言う「科學的」方法で陰陽を調和させたと、後漢當時まで見なされていたことが明らかになつたと思われる。

(太初の改制と音律)

前漢武帝時の太初の改制は五德終始説を主導理念としている。この太初の改制時に音律理論がどのような役割を果たしたかを見れば、太初改制時の五德終始説と音律との關係が明らかになるであろう。

まず太初曆作成の basic 理念について律曆志には次のように記載されている。

其法以律起曆、曰、律容一龠、積八十一寸、則一日之分也。與長相終。律長九寸、百七十一分而終復。二復而得甲子。夫律陰陽九六、爻象所從出也。故黃鐘紀元氣之謂律。律、法也、莫不取法焉。

右によれば「其法以律起曆」というように、太初曆は音律理論によつてその基本定數が決定されているのである。すなわち「律容一龠、積八十一寸、則一日之分也。與長相終」とは、十二律の黃鐘の體積 810 立方分が太初曆の一朔望月の 29 と 81 分の 43 日の、81 という一日の長さの分母の數を決定していることを言う。さらに「律長九寸、百七十一分而終復」とは、太初曆の一年の長さは 365 と 1539 分の 385 日であり、この一年の分母の數¹⁵³⁹は黃鐘律の長さ九寸に百七十一をかけた數字である。この 1539 年で太初曆は日の端數が無くなり一周期が終了し、季

節と月相が同日同時刻に復歸するのである。これを三回繰り返すと「三復而得甲子」というように日の干支も元に戻る。

また「夫律陰陽九六、爻象所從出也。故黃鐘紀元氣之謂律。律、法也、莫不取法焉」とい、音律が陰陽萬物の根源であり、基準であるとする。すなわち、黃鐘の九寸と林鐘の六寸の數が易の乾の初九と坤の初六に對應する事を言い、黃鐘が萬物の始元の氣を統制していることが音律の「律」の本來の意味であると言う。それ故に音律は全ての度量衡、定數の基準となる、というのである。

以上が太初曆作成時の基本構想と理念である。五德終始説に依據した太初改制において、音律がいかに重要視されているかが如實に傳わってくる。また、太初改制の武帝の詔の内容でも音律が重要視されていることがわかる。以下に『史記』卷二十六曆書にある武帝の詔を引用するが長文なので段落に分かつ。

①詔御史曰、乃者、有司言星度之未定也、廣延宣問、以理星度、未能詹也。

②蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗。定清濁、起五分、建氣物分數。

③然蓋尙矣。書缺樂弛、朕甚閔焉。朕唯未能循明也、紬積日

分、率應水德之勝。

④今日順夏至、黃鐘爲宮、林鐘爲徵、太簇爲商、南呂爲羽、姑洗爲角。自是以後氣復正、羽聲復清、名復正變。以甲子(18)日當冬至、則陰陽離合之道行焉。

⑤十一月甲子朔旦冬至已詹、其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。

①では太初曆の完成によって「星度」である曆は理められるようになったが、未だ詹(19)らない事柄がある、という。それは私見では④で言われる音律秩序である。②では漢の土徳の一巡前の土徳の帝王黃帝の事跡を言い、③では長い年月を経て黃帝の構築した秩序は失われたが、今やまた「應水德之勝」すなわち黃帝の時と同じ土徳の時運が巡って來たという。そして④では夏至の今日（太初元年夏五月）、「黃鐘爲宮、林鐘爲徵、太簇爲商、南呂爲羽、姑洗爲角」という十二律と五音の對應關係をここに定め、この音律の秩序回復によって「氣」は正に復す、という。また、甲子日が冬至に當る、という曆の基準狀態が正確に得られてこそ日月の陰陽離合の運行も明らかとなると言う。⑤では、すでに太初元年前十一月甲子が冬至と一致したので元封七年を太初元年と改める。年名は「焉逢攝提格」、月名は「畢聚」、日は甲子であり、夜半に朔旦

と冬至が一致した、と詔を結んでいる。

明らかになつたと思う。

以上の詔から読み取れるのは、武帝の太初改制の主眼が、黃帝と同じ土德の帝王として、かつて黃帝が築き今は失われてしまつていた完璧な世界秩序を再生させることにある、という事である。そして世界秩序の再生は陰陽の「氣」の秩序の回復によつてもたらされ、陰陽の「氣」の回復は音律秩序の復正によつてもたらされる、とされているのである。

この音律の秩序回復が陰陽の「氣」の秩序回復をもたらす、という考え方は、先に鄒衍の吹律による陰陽の「氣」の調和法と同一の思想上にあると考えられる。これはすなわち鄒衍の吹律の故事や五德終始説を主導理念として遂行された太初の改制といった鄒衍の五德終始説に關係する思想には、音律秩序こそが世界秩序の根本であるという思想がその基底部に存在することを示唆するものである。

以上五德終始説に依據して行われた太初改制と音律について、太初曆の作成理念と太初改制時に出された武帝の詔といふ二點から分析を行つた。いずれの資料にも音律秩序が當時いかに重要視されていたかがうかがえたと思う。特に武帝の詔では音律秩序こそが全ての秩序をもたらす根本とされており、五德終始説における音律の位置付けがこの資料によつて

律曆からみた五德終始説の眞相（石合）

（五德終始説提唱者と音律）

如上では鄒衍・太初改制と音律の關係を見ることによつて、五德終始説における音律の位置付けについての考察をしてきた。ここでは鄒衍に次ぐ五德終始説の代表的提唱者一人を取り上げて五德終始説と音律との關係を明らかにしていきたい。五德終始説の代表的提唱者とは、張蒼（？～前一五二）と劉歆（？～一三）である。

張蒼は秦の御史だったが高祖に認められ北平侯に封ぜられ、さらに文帝（在位前一八〇～一五七）四年には丞相となつてゐる。張蒼については『史記』卷九十六張丞相列傳に

推五德之運、以爲漢當水德之時、尙黑如故。吹律調樂、入之音聲、及以比定律令。若百工、天下作程品。至於爲丞相卒就之。故漢家言律曆者、本之張蒼。蒼本好書、無所不觀、無所不通、而尤善律曆。

とある。これによれば、張蒼は五德終始説によつて漢を水德王朝としたという。「吹律調樂、入之音聲、及以比定律令。若百工、天下作程品」については、『漢書』卷四十一の張周趙任申屠傳（張蒼傳）の師古注に「言吹律調音以定法令、及百工程

品、皆取則也」とあり、張蒼が音律理論を法律・度量衡の基本としていたことと解釋しているが、これは先に見た武帝の改制時の状況から推すと十分理解できる。また、張蒼は漢の創成期、武人ばかりの漢の朝廷にあって律曆の基礎を築き法律・度量衡全般の實務面を完成させた律曆の第一人者とされていることがわかる。

張蒼は五德終始説によつて漢を水徳としたが、張蒼が丞相となつて十餘年後、魯人公孫臣が漢は土徳であると上書した。張蒼はこれを否定したが公孫臣の言う土徳の符瑞が現れた、との事で文帝は公孫臣説を採用し「土徳之曆制度」(史記『張丞相列傳』)を草稿させ改元まで考えたが、この間に改元に關わつていた方士の新垣平の詐稱が發覺し土徳改制は頓挫した。その後武帝が太初の改制を行い漢が土徳と定められたのは先に見たとおりである。

『漢書』律曆志上の前半部分には、前漢末に劉歆が王莽の命によって編纂した『鐘律書』⁽²⁰⁾が集録されている。班固は、至元始中王莽秉政、欲燿名譽、徵天下通知鐘律者百餘人、

使羲和劉歆等典領條奏、言之最詳。故刪其僞辭、取正義、著于篇。

と、『鐘律書』が編纂された經緯を述べている。また、『漢書』

律曆志には劉歆が『鐘律書』とほぼ同時期に編纂した三統曆と『世經』が集録されている。三統曆は、武帝期に作られた太初曆に劉歆が増補したもので、『世經』とは先に見た「譜謀」すなわち帝王系譜である。

『世經』は『左傳』・『國語』等に見られる天象記事を三統曆を使って解明し、班固の絶賛を得ているが、『世經』が後世に與えた影響で最も大きいのは、漢火徳説であろう。先にみたとおり武帝期に漢は土徳と定められた。この土徳は鄒衍以後引き繼がれてきた五徳終始説の土徳・黃帝→木徳・夏→金徳・殷→火徳・周→水徳・秦→土徳・漢という相克による五徳終始説の轉移によつて導き出されている。劉歆はこの相克による五徳終始説の轉移を改め、相生による轉移とし、さらには「閏位」を新たに設けた。すなわち木徳→「閏位」→火徳→土徳→金徳→水徳である。最初の木徳は太昊で、以後五徳終始説は二巡し、三巡目の「閏位」を秦、火徳を漢としている。劉歆以後、五徳終始説はこの次序に決定され以後變更はなかつた。

劉歆の『鐘律書』および三統曆とその譜謀である『世經』は儒教の五經、なかでも『易』と『春秋』の援用が多く、劉歆の儒教經學の世界觀を反映するものである。⁽²¹⁾しかし、五徳

終始説と音律という組み合わせは鄒衍以降變わらず引き継がれてきている。

以上張蒼と劉歆という、前漢の前期・末期の五德終始説の第一人者について見てきたが、この二人はともに各期の音律の大家でもあった。このことから五德終始説が律曆、特に音律理論と一體である事が明らかになったと思う。

三 音律理論による「黃帝以來三千六百二十九歳」の解明

「黃帝以來三千六百二十九歳」という年數は、漢代の太初改制によって決定された漢土德説の支持者である「終始を治める」者等によって算出された數字である。私見では、この數字は鄒衍が算定していた五德一巡（土徳から水徳までの一巡）の年數に二巡目の土徳にあたる漢の建國から元鳳三年までの年數を加えることによって算定されたと考えられる。

では、鄒衍の五德一巡の年數はどのように算出されているのか。これは、先に述べたように『管子』地員篇の音律理論によって導き出されていると考えられるのである。

まず鄒衍と『管子』の關係であるが、『史記』によれば鄒衍は齊の稷下の學の學者の人とされており、稷下の學の學者

律曆からみた五德終始説の眞相（石合）

たちによって『管子』が編纂されたという事はほぼ定説となっている。⁽²³⁾ 右のことから考えると、齊人である鄒衍が音律理論を使用した場合、それは齊の學術界を反映していると見られる『管子』所載の音律理論と見るのは自然な流れである。以下ではこの『管子』の音律理論の特異性と『管子』の音律理論が五德終始説にどのように導入され、各徳の王朝の命數がいかに算定されたのかについて述べてみたい。

【『管子』地員篇の音律理論の特異性】

ここでいう音律理論とは、五音（宮・徵・商・羽・角）の律長順（高低）を言う。

西洋音樂にはドレミファソラシの音階とハニホヘトイロの音程があるが、五音はこの音階名に當たり、十二律は音程名に當たる。西洋音名の場合、イが440ヘルツと定められておりこの振動數が二倍になると1オクターブ上の音が出る。これに對し音階名は任意の音を基準にし、ある音をドとするとの各音の高低は相對的に決まっていく。

これを五音でいうと、基準音は宮音で、宮音はどの文献でも81と設定している。これに三分の四を掛けるのを上生、三分の一を掛けるのを下生と言い、この上生・下生を交互に繰

り返して各音を得る計算法を三分損益法という。

『管子』地員篇は、『史記』律書・『淮南子』天文訓・『漢書』律曆等が宮から下生して徵を得るとしていのに對して、宮から上生して徵を得るとする。

すなわち地員篇の三分損益法では、

宮 (81) 上生 → 徵 (108) 下生 → 商 (72) 上生 → 羽 (96) 下生

↓角 (64)

となる。これに對して『淮南子』他の文献では

宮 (81) 下生 → 徵 (54) 上生 → 商 (72) 下生 → 羽 (48) 上生

となるのである。

これを律長順（短→長）で並べると、

『管子』地員篇 角 (64) · 商 (72) · 宮 (81) · 羽 (96) · 徵

(108)

〔81〕
『淮南子』他 羽 (48) · 徵 (54) · 角 (64) · 商 (72) · 宮

↓角 (64)

となる。地員篇で特徴的なのは宮音が中央に位置するということである。

ここで問題になるのは地員篇の音律理論が實際に使用されていたかどうかということである。戰國初期の紀元前四三三

年頃に埋葬されたと推定されている曾侯乙墓から出土した編鐘の五音配列は地員篇の配列と一致することがわかつてゐる。²⁴⁾ すなわち戰國末の鄒衍の時代には地員篇の音律理論は既に存在し、かつ使用されていたのであり、さらに地域性・學問系列を勘案すれば鄒衍が地員篇の音律理論を使用していた可能性は高いと考えられる。

（音律理論の五德終始説への導入）

地員篇には五音の五色への對應も次のように記載されてい

る。

呼音中角、其水倉。…呼音中商、其水白而甘。…呼音中宮、其泉黃而糗。…呼音中羽、其泉赤。²⁵⁾ …呼音中徵、其水黑而苦。

この對應を律長順にまとめると次のようになる。

(角・蒼・64) — (商・白・72) — (宮・黃・81) — (羽・赤・96)
— (徵・黑・108)

鄒衍の五德終始説によつて秦を水德とした始皇帝の改製、また漢武帝の改製では水德には黒、土德には黃、という五德と五色の對應が見られる。このことから五德終始説には五德の五色への配當があつたことは明らかなので、さらに五色を

五徳に變換すると次のようになる。

(角・木徳・64) — (商・金徳・72) — (宮・土徳・81) — (羽・火徳・96) — (徵・水徳・108)

右の五徳を鄒衍の五徳終始説の各王朝順に配列すると次のようになる。

(土徳・黃帝・81) → (木徳・夏・64) → (金徳・殷・72) → (火徳・周・96) → (水徳・108)

この五徳の各数が各々の王朝の相對的な長さである。

(各王朝の存續年數の算定)

各王朝の相對的な命數の長さが音律理論によつて算定でき
たが、この數値を實際の王朝の存續年數に換算するにはある

王朝の實際の存續年數が必要である。

『春秋左氏傳』の宣公三年春と『史記』卷四十楚世家の莊王八年に、楚の莊王(在位前六二三〇五九二)が周の大夫王孫滿に鼎の輕重を問うたという有名な話が記載されているが、ここに殷の存續年數が次のように明記されている。

桀有昏德、鼎遷于商、載祀六百。商紂暴虐、鼎遷于周。
〔春秋左氏傳〕宣公三年)

桀有亂德、鼎遷於殷、載祀六百。殷紂暴虐、鼎遷於周。

〔史記〕楚世家)

このように『左傳』も『史記』も殷を六百年としている。鄒衍當時、この殷六百年説は鼎の輕重を問う説話と同様に一般的に知られたものであったと考えられる。この殷六百年説を先の王朝の相對年數に對應させると他の王朝の年數が算定できる。すなわち土徳は $(600 \div 72) \times 81 = 674$ (0.1以下の端數は切捨て)となる。同様に計算していくと次のようになる。

土徳・黃帝	81	↓	674	年間	
木徳・夏	64	↓	533	年間	
金徳・殷	72	↓	600	年間	
火徳・周	96	↓	799	年間	
水徳	.	108	↓	899	年間

これによると五徳一巡は土徳674年間+木徳533年間+金徳600年間+火徳799年間+水徳899年間=3505年間となる。ここまでが戰國時代の鄒衍の五徳終始説の内容であったと考えられる。

〔黃帝以來三千六百二十九歳〕の解説)

先に述べたように「黃帝以來三千六百二十九歳」と元鳳二年に主張した「終始を治める」者等は漢土徳説論者である。漢土徳説によるならば、五徳は土徳黃帝から水徳秦まで既

に一巡しており、漢はこの一巡の後の新たな五德終始の筆頭と解釋される。すなわち黄帝から元鳳三年までの年數は、鄒衍の五德一巡の3505年(前二〇一)から元鳳三年(前七八)までの124年間を加えた年數となる。これが3629年間、すなわち「黄帝以來三千六百一十九歳」である。

四 「黄帝以來三千六百一十九歳」の問題點

如上に「終始を治める」者等が算定した黄帝から元鳳三年までの3629年間という數字の算定法の解説を試みたが、もしこれが事實であれば「終始を治める」者等の算定法には問題點が存在する。それは水徳の存續年數についての問題である。

鄒衍の五德終始説中では、鄒衍の時代の時點では未だ來ぬ水徳王朝は899年間存續するはずであった。しかし漢が土徳であるからには漢以前の五徳の終始は一巡を終了して漢が次的新たなサイクルの筆頭王朝でなければならない。つまり秦の始皇は現實には秦の天下統一(前二二一)から漢建國前(二〇一)の20年間であるが、秦の滅亡時點で五徳終始の一巡は完成したと見なさなければならないのである。

ここで思い起こされるのは張蒼の漢水徳説である。先に見たように文帝時に漢の徳が水徳か土徳かで論争があった。張

蒼は漢土徳説を主張する公孫臣に次のように反駁した。

以爲漢乃水徳之始、故河決金堤、其符也。(『史記』封禪書)
ここで注目したいのは「水徳之始」という語である。「水徳之始」という語は始皇帝が秦を水徳と定めた時に次のように用いている。

始皇推終始五德之傳、以爲周得火德、秦代周、德從所不勝。方今水徳之始、改年始朝賀、皆自十月朔。(『史記』始

皇本紀)

始皇帝が「水徳之始」という場合は單に水徳王朝の開始を意味するとも考えられるが、張蒼の時點で「水徳之始」を水徳王朝の開始の意味と考えるのは困難である。なぜなら張蒼は、高祖が漢を水徳と定めてから文帝に至るまでの五徳終始説の第一人者であつて、秦が水徳王朝を開始し、漢は秦の水徳を引き継いで今に至っていることを熟知している上で言つているからである。ではなぜ張蒼は漢水徳説を固持し、文帝時を「水徳之始」としたのか。それは、張蒼が鄒衍の五徳終始説の水徳の存續年數を前提としているからであると考えられる。

鄒衍の五徳終始説では水徳の存續年數は899年間と豫言されている。すなわち鄒衍の説では水徳の氣の流行は秦の統一以

後899年間續くのである。こうなると漢は當然まだ天が下した水徳の氣の中にいることになる。これに對して漢土徳説派は新たな王朝漢が興った場合、徳氣も改變されるべきであると主張したのである。

同じ五徳終始説であってもこのような解釋の相違があった

ということは、ここに政治的な必要性の相違があつたという事も考えられる。すなわち張蒼を代表とする漢水徳説派を秦以來の鄒衍の傳統的學説の信奉者、かつ高祖以來の重臣の派閥グループとすれば、漢土徳説派は漢王朝の新しいニーズに即した五徳終始説を創設する文帝期から的新興官僚グループとすることができる。つまり新舊勢力の覇權争いが五徳終始説上で論争となつたとも考えられるのである。となればこの論争の決着は當然のことながら文帝の意向を受けた新五徳終始説派とも言うべき漢土徳説派の勝利となるはずである、

實際には「黃龍見成紀」(『史記』封禪書)という符瑞の出現と
いう形で決着がつけられ、張蒼は引退を餘儀なくされたのである。

張蒼が主張したのが鄒衍の學説、すなわち水徳が899年間存續する説である場合、文帝の改制の論争があつたと思われる後元元年(前一六三)前後の時點では水徳は秦統一以來60年程

律曆からみた五徳終始説の眞相(石合)

度の年數經過のため、張蒼の「水徳之始」という表現は妥當なものであると言える。このように考へると、張蒼に漢水徳説を固持させたのは、自身が鄒衍以來の傳統的五徳終始説の正統な後繼者であるという自負であつたとも言えるであろう。

いずれにせよ元鳳三年の「終始を治める」者等は漢土徳説派であることは明らかで、漢土徳説を取る以上、鄒衍の學説を利用したとしても嚴正に遵守することはもはや無いといつて言いわけである。鄒衍學説に從えば漢は本來水徳であるべきだからである。漢土徳説派は漢朝のニーズに合つた新しい五徳終始説と鄒衍以來の五徳終始説の折衷を圖つたといえる。この折衷が先に見たような問題を生じさせたのである。

結語

「黃帝以來三千六百二十九歳」という語をキイワードとして鄒衍の五徳終始説と音律理論の密接な關係について述べてきた。鄒衍の學術では『史記』鄒衍傳に記載されているために五徳終始説が特に有名である。しかし、鄒衍の學術世界は今回取り上げた音律の他にも天文曆法や時令説なども含む天

地陰陽の全事象をカバーする奥深く幅廣いものであったと考えられる。だからこそ鄒衍は同時代の諸侯に絶大な支持を受けたのであろう。鄒衍の五德終始説はこのような當時の先端科學である音律理論・天文曆法を背景に抽出された學説であり、来るべき水德王朝をも豫言する學説であった。

この鄒衍により提出された五德終始説は時代の要請とともに變容していったことも本稿によつて明らかになったと思う。

すなわち鄒衍當時では来るべき新王朝である水德王朝の豫言として機能し、秦では豫言された水德王朝を實現した場合の改制の指針となつた。漢の文帝時には換骨奪胎されて漢土德説として政治の刷新に利用され、武帝時には武帝の黃帝への憧憬と昇仙の實現への具體的ステップともなつた。また、劉歆は五德終始説を經學と一體化させることによって陰陽家の學術を完全に儒教に取り込むことに成功したのである。

それにもかかわらず鄒衍の五德終始説の各王朝の存續年數説は何故時代の狹間に消えてしまったのであらうか。それは、鄒衍の時代では来るべき王朝の豫言であった五德終始説も、その後出現した實際の王朝にとつては自らの存續年数の期限を限定する不吉な豫言となつてしまつたからであらう。

注

(1) 太初改制について從來說（能田忠亮、藪内清『漢書律曆志の研究』全國書房、一九四七年。七〇九頁参照）では三正說に依據して施行されたとしているが、私見では五德終始説によって施行されたと考える。拙論「漢武帝における太初曆制定の眞の意圖—不死を求めて—」（『東方宗教』第九十四號、一九九九年）二二六頁参照。

(2) 『史記』正義には「譜、布也。列其事也」とある。

(3) 『諜記』について『史記』索隱には「諜音牒。牒者、記系之書也。下云稽曆譜牒、謂歷代之譜牒」と注されている。すなわち歷代帝王の系譜である。

(4) 「曆譜牒」を曆・譜牒としたのは、『漢書』卷三十藝文志、數術略曆譜家の書である漢元殷周曆譜に王先謙（漢書補注）が「案、史文或單稱譜、單稱牒、或連稱譜牒、其義一也」と注しているのに基づく。

(5) 『史記』索隱は大戴禮の五帝德と帝繫の二篇とするが、大戴禮の成立は宣帝（在位前七四～四九）時で司馬遷がこの二篇を取ることはないと崔適の指摘と古書名であるとの考證の指摘によりこのように表記した。

(6) 「尚書集世」という書名であるとの中井積徳説に従つた。

(7) 『史記』卷一、五帝本紀、司馬遷の序文に「學者多稱五帝、

尙矣。然尙書獨載堯以來、而百家言黃帝、其文不雅馴、薦紳先生難言之。孔子所傳宰豫問五帝德及帝繫姓、儒者或不傳」とある。

(8) 注⁴ 參照。

(9) 『史記』五帝本紀に「(舜) 摄政八年而堯崩。三年喪畢、讓

丹朱、天下歸舜。而禹、皋陶、契、后稷、伯夷、夔、龍、倕、

益、彭祖自堯時而皆舉用」とある。「益」が化益である。

(10) 『孟子』萬章篇上に「禹薦益於天下。七年禹崩。三年之喪畢、益避禹之子於箕山之陰。朝勤訟獄者、不之益、而之啓」とあ

る。

(11) 『史記』卷二夏本紀に「帝禹東巡狩、至于會稽而崩。以天下授益。三年之喪畢、益讓帝禹之子啓、而辟居箕山之陽。禹子

啓賢、天下屬意焉」とある。

(12) 『史記』卷五秦本紀には「大費拜受、佐舜調馴鳥獸。鳥獸多

馴服、是爲柏翳。舜賜姓嬴氏」とあり、「柏翳」と表記されて

いる。

(13) 『史記』秦始皇本紀の司馬遷の序には「秦之先伯翳、嘗有勳於唐虞之際、受土賜姓」とあり、「伯翳」と表記されている。

(14) 『史記』秦本紀には申侯の言として「昔我先驩山之女、爲戎

胥軒妻、生中潏」とある。

(15) 注¹ 參照。

(16) 島邦男『五行思想と禮記月令の研究』(及古書院、一九七一年)二八一頁参照。

律曆からみた五德終始説の眞相(右合)

(17) 林克「鬻子五行説考」(日本中國學會報)第二十八集、一九八六年)四三(四四頁参照。

(18) 原文は「以至子」を作る。方苞『史記注補正』の「以至之至、疑當作甲」に從い改める。

(19) 『漢書』律曆志上にも「孝武帝時樂官考正」という記述がある。

(20) 律曆志には書名が記されていないが應劭の『風俗通義』第六音には劉歆『鐘律書』からの引用が見られ、律曆志の記述とほぼ一致している。

(21) 劉歆の『鐘律書』および三統曆中に見られる經學について

は川原秀城『中國の科學思想』(創文社、一九九六年)IV「劉

歆の三統哲學。拙論「曆法からみた漢火德説の再検討」(『日

本中國學會報』第四十八集、一九九六年)参照。

(22) 『史記』鄒衍傳に「自鬻衍與齊之稷下先生如淳于髡、慎到、

環淵、接子、田駢、鬻奭之徒、各著書言治亂之事、以于世主、

豈可勝道哉」とある。また『史記』卷四十六田敬仲完世家に

「宣王喜文學游說之士、自如鬻衍、淳于髡、田駢、接子、慎到、

環淵之徒七十六人、皆賜列第爲上大夫、不治而議論。是以

齊稷下學士復盛、且數百千人」とある。

(23) 金谷治『管子の研究』(岩波書店、一九八七年)終章第一節「稷下の學と『管子』」参照。

(24) 黃翔鵬『先秦音樂文化的光輝創造—曾侯乙墓的古樂器』(『文物』一九七九年第七期)三五頁参照。

(25) 原文は「其泉鹹水」。郭沫若説により「水」を「赤」に改める。

(26) 前掲拙論「漢武帝における太初曆制定の眞の意圖——不死を求めて」六〇十二頁参照。拙論では、武帝にとって太初改制とは黃帝に倣つて登仙するという願望達成の一手段でもあつたことを指摘している。